

琉球神女衣装の製作について

寺田 貴子¹⁾・植木 ちか子²⁾

Costume Making of Ryukyu Lady Priest

Takako TERADA¹⁾ and Chikako UEKI²⁾

1. はじめに

2007年秋に沖縄県立博物館新館が開館するにあたって、総合展示「神女制度のしくみ」コーナーにおいて王国時代の神女の姿が紹介されることとなった。その衣装製作に関して、刺繍については寺田貴子が、縫製については植木ちか子が担当したことから、本稿において、それぞれの製作に関する概要を分筆して報告する。

2. 琉球神女衣装の刺繍について

(1) 背景

2005年夏、筆者が当時副会長をしていた「天然染料顔料会議」が沖縄県立博物館と恩納村博物館を会場として開催されたおりに、筆者は日本刺繍の作品を展示発表した。これを見た沖縄県立博物館関係者より「伊是名島に伊平屋阿母加那志(いへやあむかなし)の刺繍衣装が残っており、博物館新館にはそれを復元した姿で展示したい。その製作を沖縄でやりたく、刺繍のお知恵を。」との旨の相談を受けた。筆者は郷里に貢献できる貴重な機会と受けとめ、その後の刺繍作業の依頼も迷うことなく承諾した。

刺繍作業に与えられた期間は2007年4月末から7月末までの3か月間で、本務の合間に単独で仕上げるには短かったことから、以前に筆者が日本刺繍や長崎刺繍の技術指導を行った、また、長崎刺繍の衣装を諏訪神社の祭礼用に共同製作したこともある、長崎市在住の中村幸子氏と芦塚俊子氏に協力を依頼した。今回の作業においては、中村氏が主に袖を、

芦塚氏が襟を、筆者が身頃と全ての柄あわせ部分の刺繍および点検・仕上げを行うこととした。

(2) 材料

刺繍用表地(基布)や図案の考証と準備については、本企画担当者らによって、沖縄県立博物館所蔵の「伊平屋阿母加那志刺繍裂」や、伊是名村の名嘉永和氏所有「伊平屋阿母加那志拝領品の刺繍御衣」、および歴史的文献資料を基にして進められた。基布は絹の赤地縹子で、図案は鳳凰や植物などの文様が衣装全体に大きく配置されたものであった。

刺繍に用いた糸は、企画担当者が予め選定した6種の「紺に近い青、濃い緑、少し緑味の水色、少し渋めの黄色、蛍光色の黄色、白」を基に、筆者も加わって、株式会社・糸幸製日本刺繍用絹釜糸の、色番号170、369、64、85、330、236と決めた。

(3) 刺繍

まず、企画担当者より提示されたA4サイズの図案原図を実物大に拡大し、全体のバランスを見ながら基布上に配置した。「伊平屋阿母加那志刺繍裂」に観察された図案線は刺繍の輪郭よりも外側に墨で明瞭に描かれていたことから、墨線に似るように、更紗染めなどでも用いるカーボン紙で図案を転写した。

刺繍の技法については、企画担当者から下記①から④の「模様の刺し方」の指示があった。

①面になっている部分：ヘリンボーンステッチ

※1) 〒850-8515 長崎県長崎市東山手1-50 活水女子大学 健康生活学部 生活デザイン学科(教授)

Faculty of Wellness Studies (Professor), Department of Design and Science, Kwassui Women's College, 1-50, Higashi-yamate, Nagasaki, 850-8515, Japan.

2) 〒904-2163 沖縄県沖縄市大里1-9-2 国際服飾学会(理事)

International Association of Costume (Director), 1-9-2, Ouzato, Okinawa, 904-2163 Japan,

- ②蔓草や線状の細い茎：アウトラインステッチ
- ③葉や花等、面の大きな部分（葉脈等）の押え：駒留め
- ④大きな面は、幾つかに分けて、ヘリンボーステッチをする

ここで、ヘリンボーステッチの表面を図1に、裏面を図2に示す。基布の表面にはX模様が交差して表れ、裏面には表側と同様な糸の渡りはなく、ランニングステッチや並み縫いのような針目が表れる技法である。

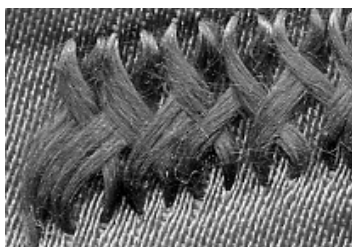


図1 ヘリンボーステッチ(表面)

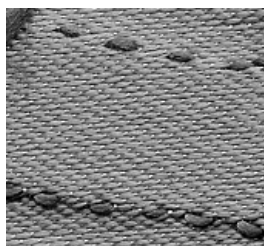


図2 ヘリンボーステッチ(裏面)



図3 袖の刺繍全体

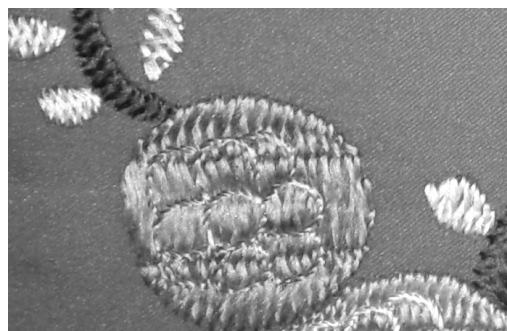


図4 袖の刺繍細部A

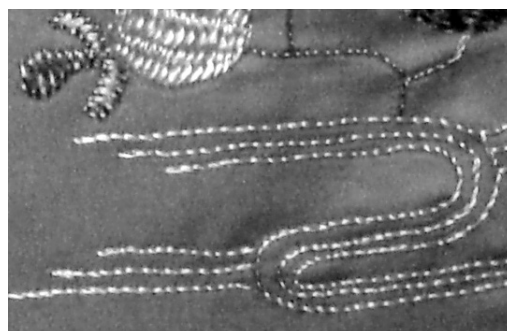


図5 袖の刺繍細部B

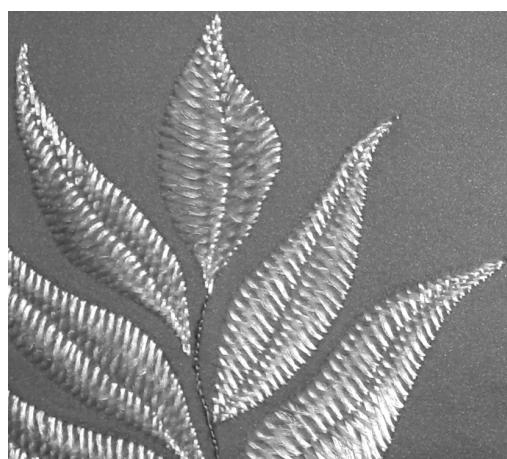


図6 袖の刺繍細部C



図7 袖の刺繍細部D

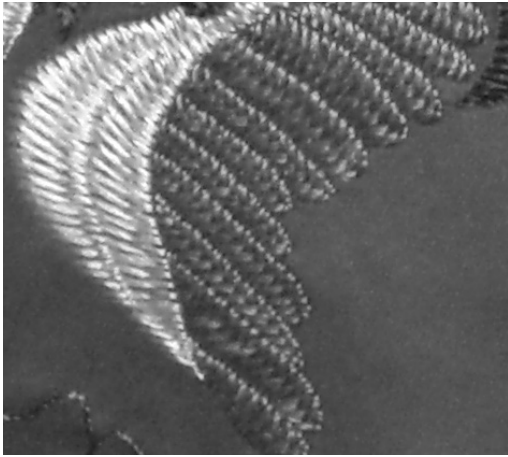


図8 袖の刺繍細部E

また、企画担当者の許可のもと、筆者の判断で、その他の刺繍技法として「伊平屋阿母加那志拝領品の刺繍御衣」の写真資料を基に「まつい(まつり)繡」と「押え繡(引っ張りとし)」を部分的に用いた。刺繍糸には撚りを掛けずに、すべて平(釜)糸1/1(1本1本)のままで、また、繡いの過程で自然に生じる極甘の片撚り状態はそのままにして繡った。糊付け、湯のしなどは通常の日本刺繍の手法で行った。

刺繍を終えた袖全体を図3に、その刺繍細部5箇所を図4～8に示す(写真：中村育子氏、長崎市)。光沢のある赤の縹子地に6色の刺繍糸によって鳳凰や植物の文様が鮮やかに浮き上がった。

(4) 刺繍を担当して

今回、神女衣装の刺繍を担当して、「伊平屋阿母加那志刺繍裂」に施された刺繍の特異性と、そのような刺繍衣装が沖縄に伝世されていることの重要性、さらにはほかにもいくつかの希少な刺繍品が現存することを知ることとなった。

まず、今回の主要な繡い技法である「ヘリンボーンステッチ」様の繡いの名称は、現在の日本刺繍には見当たらない極めて特徴的なものであった。その見本繡いとして、図9に表面を、図10に裏面を示す。糸の渡りはヘリンボーンステッチの間隔をより狭めた「ロングアームド・ヘリンボーンステッチ」や「クローズドヘリンボーンステッチ」、「ダブルヘリンボーンステッチ」、もしくは「千鳥縫い」の糸足をより長くした「立千鳥縫い」などに似るものの、

それらよりもさらに緻密な繡いであり、裏側の針目は並み縫い様ではなく、バックステッチもしくはまつい繡いと似たものであった。

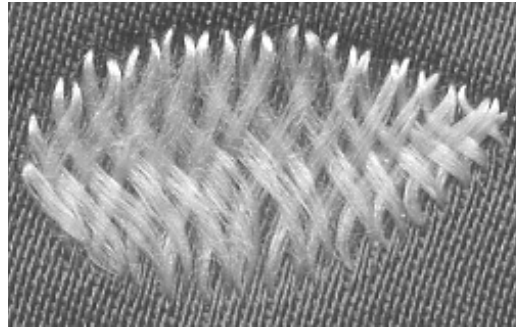


図9 「伊平屋阿母加那志刺繍裂」に多用されていた刺繍の見本繡い(表)

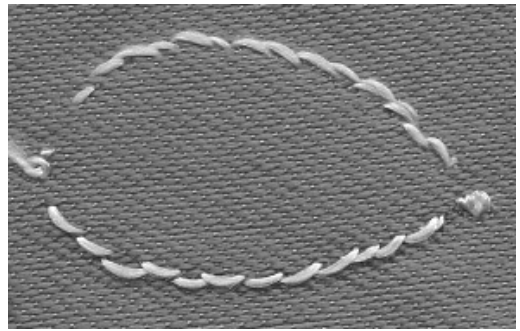


図10 「伊平屋阿母加那志刺繍裂」に多用されていた刺繍の見本繡い(裏)

現在、この技法に近いものとしてはインドのグジャラート州における伝統刺繍があげられるが、緻密さでは劣る。また、部分的にこの技法を用いた刺繍品は国内外にも多く認められるが、大きな文様(モチーフ)を一領の衣装全体に大胆に配置し、さらにモチーフにかかわらずほぼこの一種類の技法を多用して刺繍を施したものは、筆者の見識の範囲では類例を見ない。本稿を読まれた方からのご教示が頂ければと願っている。

その後、2007年12月下旬から2008年1月上旬にかけて、「伊平屋阿母加那志拝領品の刺繍御衣」実物をはじめ沖縄県下に現存するいくつかの刺繍裂などを調査する機会を得た。「伊平屋阿母加那志刺繍御衣と掛け袱紗に施された刺繍の特徴」については、所有者や沖縄県立博物館の許可を得て、2008年8月に母校の奈良女子大学で開催された第17回繊維連合研究発表会で報告した。題目は「琉球染織品の調査」

で、共同研究者は植木ちか子のほか、佐々木良子（京都工芸繊維大学）と深江亮平（兵庫県立大学）であった。

今回の刺繍を担当し、また、短期間ではあったが沖縄に伝世されている刺繍品の調査も行うことができ、あらためて染織史における沖縄の重要性を認識している。今後も刺繍に関する調査をさらに進め、技法の特徴やその系譜を明らかにしていきたい。

（以上文責・寺田貴子）

3. 琉球神女衣装の縫製について

（1）高級神女官・伊平屋¹⁾あむかなしの伝承服飾品

1470年、尚圓王が王位につかれたとき、伊是名島に住む姉^{まぜにがね}の真世仁金を伊平屋のあむかなし神女官に任命した。あむかなし神女官は、首里王朝の聞得大君につぐ重要な神女官で、伊平屋七離りの神事と、首里王家の鎮護神事を司った。

このあむかなし神女官の生ずる家柄^{うどん}を御殿と称し、現在に至るまであむかなし信奉は続いている。あむかなし神女官は、母から長女への継承が基本で、他の女子は嫁ぎ、男子はすべて分家させた。御殿はあむかなし女子に、入婿させることが1995年に故人となられた22代のあむかなし・名嘉カミ氏まで続いた。昭和の始め頃、御殿は第21代の名嘉カメ氏の弟で同家の長男・永顕氏が御殿家を継ぐことになり、現在は、永顕氏の長男・永和氏が御殿家の祭祀諸事を執行されている。あむかなし神女官は終身任務で、第22代と御自身が称された名嘉カミ氏は母から長女継承の最後の方となった。かつてのあむかなし神女は、王の即位や大礼時の際には伊平屋の諸神女官を従えて海を渡り、首里天加那志²⁾の御前に伺候した。その時の様子が『女官御双紙』³⁾の中の（伊平屋の阿

母嘉那志）「自分双紙」の項に、次のように記されている。

●伊平屋の阿母嘉那志

神名 にちりきよ君きよら

先王^(君)金丸王かなし御姉也。其御子よりハ、按司部位にて御座すなり。三十君三君のうちにておはしますよしなし。

○前々ハ年越（渡）海、首里天^(嘉那志)かなし美御前拝まるゝ処、康熙六丁未年、御留。肝要なる御祝儀の時、被渡へきよし命せ定らる。

○阿母嘉那志卒去、又ハ年寄隠居断之時、跡役、大美御殿大親、惣地頭にておかす被仕なり。

○あむかなし代相御拝之儀、御當地へわたられ、首里の大あむしられ取次、日撰数御案内申上るれハ、右日撰の内被仰付なり。御拝の日、首里殿内へ参られ、火神の御前へ（御）四拝有之。此時、金丸王かなしより拝領、金の釵⁴⁾に玉珈玻甌はかせらる。

○右⁵⁾御規式相済、金の釵、玉かはら取、追付、首里の大あむしられ列て登城。継世御門にて、安駄^(は)あづし白衣かふり、美福御門⁶⁾へひかへおきて、さじのあむ御内原へ御案内申上^(れ)らり、参上可仕由被仰付、御中門にて被衣はづし、按司下庫理^(勢頭部)へ参上、同所にて大せと御取次にて、献上物差上らる。

○献上物相済、袷衣着、按司御座敷^(に)へ参上ひかへ、首里天かなし美御前すゑんみこちやへ御座あそはさせらるれハ、朝衣着、金の釵、玉かはらはき、御前へ参上、御印判被下て戴て頭にさし、みはい四ッからめき⁷⁾、（献上之）御酒、みこちやのあんしかなし前より御進（上）なさせらる。追付、金のほいはん御盞にて美御酌下され、次に二かや田のあむ^(金)へ香色御盞、のろへ足盞にて、美御酌下され、退座。

○於按司御座敷、首里（の）大あむしられ相伴御振廻下さる。此時、御座敷御酒、あむしられ金

¹⁾ 伊平屋列島のことで、今帰仁村の運天港より西北約20海里（1海里は1852m）の海上に散在する諸島で、伊平屋・伊是名・野甫・具志川・屋の下・おろかめ・屋那覇の諸島大小7島を、伊平屋の七離れと称した。伊平屋島の周囲32kmが最も大きく、伊是名島は周囲16km、野甫島は周囲4kmでその他は、4kmにも満たない。

²⁾ 琉球国王のことで、ここでは第二尚王統系の国王をさす。

³⁾ ここの「双紙」とは書物の意ではなく覚書の類で、首里王府が、1706年の康熙45年7月末以後に編集し成立したとされる。

⁴⁾ かざしやかんざしのこと。

⁵⁾ 原文は縦書きのため。

⁶⁾ 赤田お門は後内原の東南側に開かれた赤田村に通じた門。

⁷⁾ がらめくとは「仰の如く行いますという意。極下より極上に向かって恐れ入る言語なり」とある。

覆輪の御蓋、二かや田のあむハ香色御蓋にて、御たまはる。

○此時、銘苅親雲上也登城、於後之御庭、御拝仕、御内原台所にて、阿母かなし供立のさはくり二人、俱に御振廻被下。のろ并女供ハ、御内原ニ而、御振舞被下なり。

○みよほけ段々下され、相済、御引出物拝領、御暇被下て退城。(以下略)

『女官御双紙』の中に、

諸御祝儀并あむかなし代相渡来、聞得大君御殿拝申次第

○御城おかみ相済、しより大あむしられ御取次、前日に日撰数、何日と被命出、其日ニ参上、大御殿後の御座敷にて献上物差上、大庫理へ参上すべきよりあれハ、拾(衣)にて参、進上の御酒、聞得大君御殿女大親にて差上られ、次ニ美御酌、二かや田のあむまで下され、相済、於御小座敷、首里の大あむしられ相伴御振舞下さるなり。銘苅親雲上さはくりハ、御番所にて、御振舞下され、のろ始、供まで、御内原にて御振舞段々相済、御引出物拝領して被歸。附。進上物、御引出物、左記⁸⁾。

進上物(以下略)

御引出物(以下略)

○中城御殿、読谷山御殿へも首里の大あむしられ(より)御取次、御案内申上、拝まるゝなり。

○金丸王(嘉那志)かなしより阿母かなしへ御賜御道具、余多有之処、四代先の(阿母嘉那志)あむかなし代、百廿年(の昔)比⁹⁾、不慮の火事の時、焼失ひたる由他。今ニ残りて御取持之物、左記。

一、金の御髪指、一。卅一匁と銘書有之。

但、惣長七寸一分、かぶの廻七寸三分。かふの上に鳳凰ニッ飛、間々ハ雲形。

かふの裏ハから草。くきも同断。

一、玉かはら、一連。

但、かはら長四寸七分、廻三寸一分。水晶玉数、百星。廻三寸七分宛。

一、金の耳蓋、一。(両目十一匁。)

但、外唐草、牡丹、底に花一、外に花二ッ、耳もから草、上に花一あり。何の花共不知。

一、沈金の御菓子盆、二箇。但、五寸一分、さし渡一尺一寸。巴の御紋あり。

一、しゅハみさし¹⁰⁾、一。長六尺、はゝ一尺五寸五分。惣やし地^(うカ)ハてんちやこ^(色カ)(ご)。

一、御衣、一領。但長五尺二寸五分、袖の幅¹¹⁾二尺二寸五分。表ハくりなゐのどんすに、ほうわう并いろいろの花鳥。五色の絲にて織付あり。

裏ハ水いろのもろいと^{(きカ)(ぬカ)}さすなり。¹²⁾(以下略)

尚、『雍正四年¹³⁾丙午四月 伊平屋嶋舊記集』にも上記と同じ文面が記されていて、これらの両文書を見ることで、不明瞭・不明解な点が再考できる。そこで同じ箇所の文面を次に記す。

尚円様より御賜候御道具、余多有之候処、四代先あむかなし代、百三拾年之比、不慮ニ火事之時、焼失為申由御座候。于今残而御所持之品数、左ニ¹⁴⁾記。

一、金之御髪差、壹つ。両め卅壹匁と銘書有之。

但、惣長七寸壹分、かふ廻七寸三分。かふの上に鳳凰ニ、飛間には雲形。かふ裏ハから草。莖も同前。

一、玉かはら、壹連。

但、かはら、長四寸七分、廻三寸壹分。水晶玉数百粒、廻三寸七分宛。

一、金之耳盃、壹。両め拾壹匁。

但、外唐草牡丹、底ニ花壹、外ニ花二、耳も唐草、上ニ花壹有之。何花共不知。

一、沈金之御菓子盆、貳。

但、差渡壹尺壹寸、高五寸壹分、巴之御紋有之。(首巴美中)^(11カ)(大蔵本による)¹⁵⁾

¹⁰⁾ しゅハみさじ(首巴美巾)とは首(頭)に巴く(巻く)美しい巾(布)と解する。

¹¹⁾ 袖の上端(袖山)から下端(袖下)いっぱいの中で、即ち袖丈と解する。

¹²⁾ もろ糸絹考。諸糸とは諸撚糸のことで、生糸2本以上を引き揃えて、反対方向に撚り合わせた糸で織成した絹織物。光沢としなやかさのある縹子織風合のある柔らかい絹織物と解する。

¹³⁾ 西暦1726年。

¹⁴⁾ 5)に同じ。

¹⁵⁾ 10)に同じ。

⁸⁾ 5)に同じ。

⁹⁾ およそ1706年より120年以前の1586年か。

一、しやはみさじ、壹。

但、長六尺、幅壹尺五寸五分。^(惣カ)通様地^(キカ)はてんちやこ。

一、御衣、壹領。

但、長五尺貳寸五分、袖之幅⁽¹⁶⁾貳尺貳寸五分。

表は紅之緞子、鳳凰并いろいろの花鳥、五色之^(縫カ)絲二而織付、うらハ水色之もろ絲絹⁽¹⁷⁾。

上記の文面で「金丸王かなしより阿母かなしへ御賜御道具…」に記されている品で、今日まで伝承されている品は、

一、玉かはら、一連。

一、沈金の御菓子盆、二箇。

一、しゅはみさし、一。(但、二断片裂。)

一、御衣、一領。(但し、損傷はなはだしく、1985年に別布で裏打ちを行い、刺繍模様に添って接ぎ合わせ御衣の形に整えた。) などである。

この初代あむかなしに与えられた刺繍御衣の修復後に計測したのが下記の寸法である。

肩幅	54cm	身丈	155cm
後幅	54	衽下がり	11
袖幅	54	抱幅	47
袖丈	66.5	衽幅	44
袖付	66.5	衿幅	16
衿下	26	前幅	47

『伊平屋嶋舊記集』の文面に、「首里天加那志美御前拝被申候処、康熙6丁未年⁽¹⁸⁾御召留。肝要成御祝儀之御時、可被致渡海由、被仰付候事。」とみえ、国王の大嬉およびあむかなし継統の儀礼時、すなわち就任儀礼式にのみ渡海のこと…と改められた。おそらくその時期に、再び下賜されたであろうと推察する神衣装が数点、御殿名嘉家に伝存している。それは、紫綸子衿大袖衣、黄綸子衿胴衣、赤木綿単対丈小袖の中着、白木綿単襦、白平絹単大袖衣（これは俗に白朝衣^{しろちょう}と称す）、白平絹単胴衣などである。鎌倉芳太郎氏が昭和2年正月に写生と明記された第

21代あむかなし・名嘉カメ氏の衣装着装図や神具類が『沖縄文化の遺宝』に記されている。

(2) 刺繍御衣製作

当館展示の神女衣装は、以上の文献を基に刺繍御衣製作のプロジェクトが企画され、次のように行われた。

御殿名嘉家の残存刺繍裂は御衣全面につながらない部分的な配置にすぎず模様全体は不明なことから、当館はその部分裂を写真撮影して御衣形状の或るべき部所に置き、欠損部分は全体像からイメージしたモチーフを勘案した。その刺繍糸の選択や技法は寺田貴子、御衣・胴衣・裙の形態と材料の選択と縫製は筆者が担った。

博物館側で調達された刺繍のための台裂を粗裁ち、裁ち目ほつれ留め糸かがりと御衣ぬいしろ糸しるしをほどこし、台裂は刺繍者の寺田貴子氏に渡った。刺繍完了後、御衣縫製のため再び筆者に委ねられた。その寸法を図12で示す。

修復した刺繍御衣の寸法は『伊平屋嶋舊記集』や『女官御双紙』に記されている「長五尺貳尺貳寸五分、袖の幅貳尺貳寸五分」の表記とほぼ一致する。“長さ”とは御衣身丈のことで換算すると約157.5cmになる。古文書の「袖の幅」とは袖丈のことで、遺品の袖付け縫いしろは約67cmあってそれは曲尺の一尺を約30cmで換算すると「二尺二寸五分（約67.5cm）」となる。往時は、布の幅いっぱい“袖の幅”という不文律があったらしく、表記しなくても一般的に知られていたであろう。遺品の袖布は袖幅54cmと確認できた。この袖幅54cmを曲尺に換算すると、一尺八寸となる。古文書の“袖の幅二尺二寸五分”は換算値で約67cmである。この御衣の袖付け縫いしろは袖の長さの袖丈と同寸である形式なので古文書の“袖の幅”は袖丈のことを著していることが分かる。恐らく古文書の“袖の幅”とは、袖山を左手先で持ち、そこへ物差を右横に当てて寸法を計り、読み取ったがために“袖の幅”という表記になったものと筆者は考察する。

⁽¹⁶⁾ 11) に同じ。

⁽¹⁷⁾ 12) に同じ。

⁽¹⁸⁾ 西暦1667年。

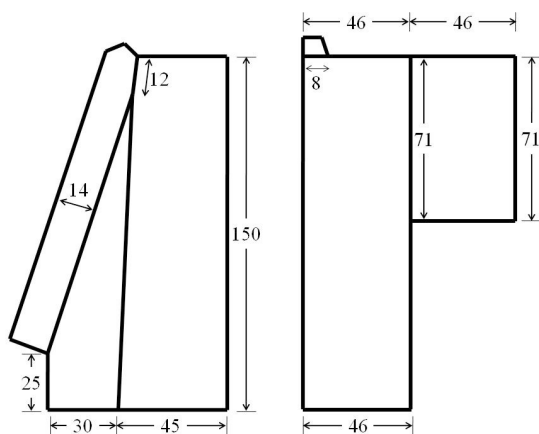


図11

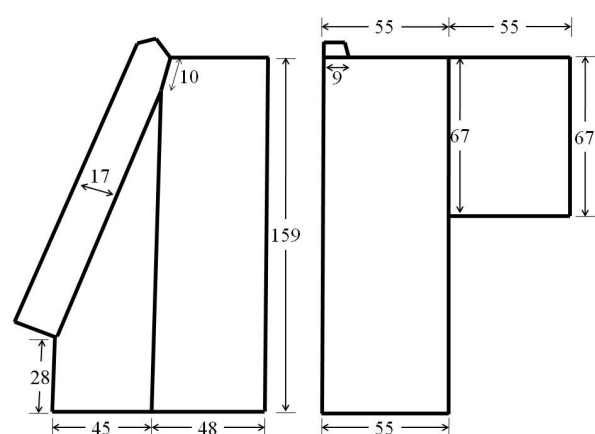


図12

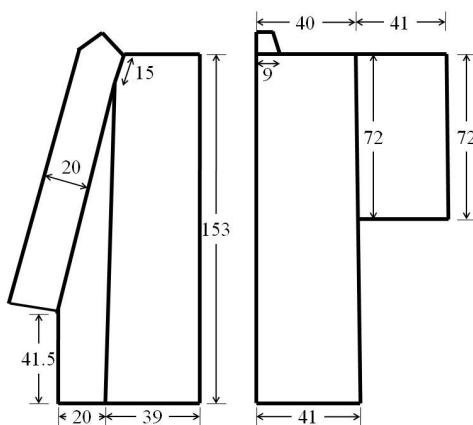


図13

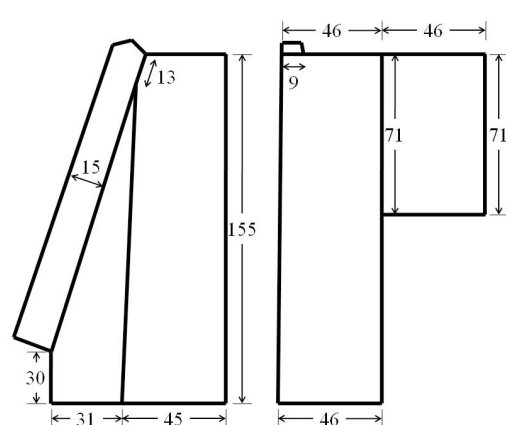


図14

図12の御衣の着用は打ち掛けて装う形式で、その着装容姿は実物大の造形人体に装着展示された。このあむかなし御衣形態の比較傍証に、琉球の按司時代とされる15～16世紀頃の品かと推考される図11は1400年頃かの総刺繍の御衣（男物カ）や、図12は1470年頃の伊平屋あむかなし神女の刺繍御衣、図13は1510年頃かの刺繍補子をほどこした女物あしあげこむね御衣、そして図14は1537年頃かの根指部親方の辻が花の御衣など形態はすべて酷似していて、男女物とも何ら変わらない。それらはどれも袖・肩・後身幅は布幅いっぱいを用いている。そして衿布に15～20cm幅とり残りを衿幅としたことが考えられる。

付記

- ① 寸法の単位はすべてcmである。
- ② 図11及び図13は実測寸法であり、この2件は縫い糸の劣化により縫い目のほころびや破れ離れた衣装を、とりあえず筆者が採寸のため縫い整えたことや、長年間の季候・人的・物理的要素が加わって、初縫製時より1～2cm或いはそれ以上の誤差は否めないことをお断りしておく。

(3) 作品説明

次は作品御衣の写真1、胴衣の写真2、裾の写真3の寸法図示と使用材料である。

写真1 aとbは着装容姿、cとdは展開写真である。



写真1：御衣着装と前・背面展開写真
材料：表は紅絹繻子、裏は水色ポリエステルサージ

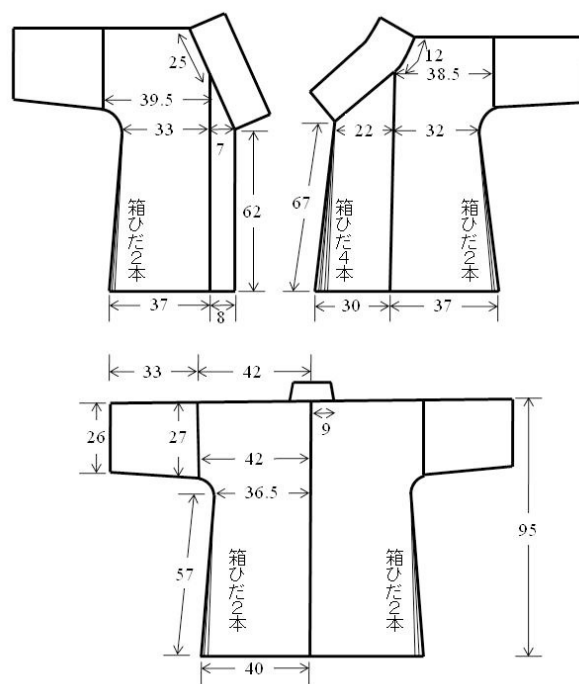


写真2：胴衣の前・背面写真
材料：黄色さや形紋ポリエステル綸子（単仕立）

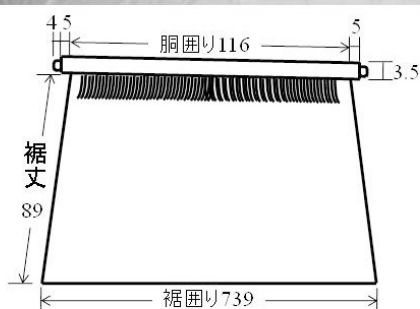


写真3 裾の展開写真
材料：黄色さや形紋ポリエステル綸子（単仕立）

(4) おわりに

図11については、2009年6月27日の国際服飾学会での口頭発表、図13は沖縄民俗学会誌『沖縄民俗研究第6号』と平成11～13年度科学研究費補助金基盤研究（A）（1）研究成果報告書課題番号11309005の『前近代久米島文化の復元』にて詳細を述べた。

ここの図11と図13は完全な形状で残存していることで実測寸法を図示、図14は衽・衿・布幅の残片から推定できる寸法、そして図12の図示寸法は、当館展示御衣の出来あがり寸法である。

今後は更に、これら古琉球（沖縄）にのこる刺繍モチーフや技法の比較研究にとりくみ、それらの作製期や産地の解明につとめたい。

（以上文責・植木ちか子）